

監査結果に係る措置通知書

建設局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>〈仙台スタジアム〉</p> <p>(7)①(ア)事業報告書の受領記録について 現在、(財)仙台市公園緑地協会（以下この 項で 協会 という）から、事業報告書を収 受した記録（送り状等）が残されていない。 入手し保管しておく必要がある。</p>	<p>事業報告書の提出に当たっては、送り状を 付すよう協会に指導したところ、平成19 年5月31日付けで、平成18年度事業報 告書が送り状とともに提出され、同日付 けで収受した。また、これと併せて、平 成16年度及び17年度の事業報告書に ついても、送付月日確認書の提出を受け た。</p>	